

令和6年度 鳥獣の捕獲等を目的として国有林に入林する者の立入禁止等区域							
森林事務所名	国有林名 官行造林地名	林班 (番号、全	小班 (番号、全域)	立入禁止とする理由	鳥獣保護区等位置図 メッシュ番号	立入禁止区 域位置図	立入禁止期間
広島	押手山	30	は	立木販売箇所	A64-2	太田川12-5	～令和8年1月31日
			に1	造林事業箇所			
	高松山	31	は・へ・と・ち・り・ぬ・る・ わ・か・よ・れ・そ	鳥獣保護区	A64-1	太田川12-5	
		32	全域				
			は	治山事業予定箇所(溪間工)			～令和8年3月31日
	中尾山	34	そ、つ	保安林総合改良整備事業箇所	A54-3 A54-4 A64-1 A64-2	太田川12-5	～令和7年12月31日
	麻下山	36	い	副産物販売箇所	A54-2 A54-4	太田川12-5	～令和8年3月31日
		37	ち、る、わ、よ、た	副産物販売箇所			
	牛田山	40～43 (全域)	全域	鳥獣保護区	A43-4 A53-2	太田川12-8	
	宇品山	44 (全域)	全域	鳥獣保護区	A43-2	太田川12-9	
		44 (全域)	全域	レク森、貸付地、協定の森、一般入林申請			一年中
	笹ヶ丸山	49・51	全域	鳥獣保護区	A62-2 A63-1	太田川12-4	
		50	れ・そ以外				
	大下	55	る、わ、か、よ、た	協定の森	A53-3	太田川12-4	一年中
	荒谷山	58	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-3 A53-4	太田川12-4	
	椿原	59 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-4	太田川12-4	
	滑谷	59 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-4	太田川12-4	
	武田山	61 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-2	太田川12-8	
	小堀山	62 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	太田川12-8	
	影浦山	63 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1 A53-2	太田川12-8	
	鳥越山	63 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1 A53-2	太田川12-8	
	新庄山	64 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-4 A53-2	太田川12-8	
	高峠山	65 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3 A43-4	太田川12-8	
	新山	66 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	太田川12-8	
	黒谷山	67 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3 A53-1	太田川12-8	
	畑山	68 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	太田川12-8	
	シャガタケ	68 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	太田川12-8	
	柚木山	69 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	太田川12-8	
	鬼ヶ城山	70 (全域)	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	太田川12-8	
	横林官行造林	4	全域	収穫調査箇所	A64-3	官15-6	～令和8年3月31日
	可部山官行造林	2～6 (全域)	全域	収穫調査箇所	A64-3 A74-1	官15-6	～令和8年3月31日
				鳥獣保護区			

佐伯	不明山	201	に	立木販売箇所	A62-2	太田川12-3	～令和8年3月31日
		206	ち		A52-4		
	恵下谷山	212～214	全域	鳥獣保護区	A52-4 A52-3	太田川12-3	～令和8年3月31日
		208	に1、に2	立木販売箇所			
		216	ぬ	立木販売箇所			
		218	へ				
	宮島	71～93 (全域)	全域	鳥獣保護区	A22-3 A22-4 A32-1 A32-2 A32-4	太田川12-11	
		71～93 (全域)	全域	一般入林、宮島風景林			一年中
		71～93 (全域)	全域	副産物販売箇所			～令和8年3月31日
	中ノ河山	96 (全域)	全域	鳥獣保護区	A51-1	太田川12-10	
		96	い	立木販売箇所			～令和8年3月31日
	島木山	233	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A62-2	太田川12-4	
根武谷山	235	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A62-1 A62-2 A62-3 A62-4	太田川12-3		
篠ヶ原山	270～271	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A51-1 A51-2	太田川12-10		
	271	と1、と2、と3	収穫調査箇所	A51-1 A51-2		～令和8年3月31日	
加計	十方山	247～263	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A60-2 A60-4 A61-1 A61-3	太田川12-1	
	細見谷	241～246 264～269	全域	鳥獣保護区 猟法禁止区域(くくりわな架設)	A60-2 A61-1	太田川12-1	
		241	に1・に2・ほ1・ほ2・イ	立野キャンプ場			一年中
	中ノ甲	272～279 291・292	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A70-2 A71-1 A71-3	太田川12-1	
	下山	296～298	全域	鳥獣保護区	A60-2 A61-1 A61-3	太田川12-1	
		293～298	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)			
	榎平山	223	い1、い2	立木販売箇所	A72-3 C02-1 C02-2	太田川12-2	～令和8年3月31日
		223	い1、い2、い3、い4、い5	造林事業箇所			～令和7年11月30日
		225	全域	立木販売箇所			～令和8年3月31日
		226	ろ、は、に、ほ	収穫調査箇所			
		223～226 228・229	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)			
	川平山	227	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C02-1	太田川12-2	
	滝山	230	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-1 A72-3 A73-4	太田川12-2	
	一本松山	231・232	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-3	太田川12-2	
	筒賀鷹ノ巣山	237	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A61-2	太田川12-2	
	横川	288・289	全域	鳥獣保護区	A61-3 A71-1	太田川12-1	
			全域	レク森			一年中
		288～290	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A61-3 A71-2		
	鶉木山	221・222 280～283	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-4 A73-3 C02-2 C03-1	太田川12-2	
		221	い	立木販売箇所			～令和8年3月31日
	立岩	299・300	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A61-1 A61-3	太田川12-1	
	尻無	301	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C04-4	太田川12-2	

加計	吉ヶ口山	302	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C14-1	太田川12-2	
	清水ヶ丸	7	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C13-1 C03-3	官15-2	
	下山官行造林	12、13	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C02-1	官15-4	
	砂畑官行造林	1	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C03-1 A73-3	官15-5	
	長畑官行造林	4	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A73-2	官15-7	
	阿佐山官行造林	4	い・口	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C12-2	官15-1	
				鳥獣保護区			
	苅尾官行造林	1	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C01-2	官15-3	
				鳥獣保護区			
黒瀬	一飯谷	1	い、り、イ、口	林道事業実行箇所(災害改良工事)	A54-2 A55-1	太田川12-6	～令和8年3月31日
	大谷山	554	ろ	立木販売箇所	A45-3	太田川12-6	～令和8年3月31日
	休ミ山	21	全域	鳥獣保護区	A24-4	瀬戸内13-1	
	猪山	25	と、ち、た、む	境界検測箇所	A34-1	瀬戸内13-1	～令和8年3月31日
	大積山	577	ろ1、ろ2、に、た	立木販売箇所	A24-4 A34-2 A35-1	瀬戸内13-5	～令和8年3月31日
	野路山	528	と、い	保安林総合改良整備事業箇所	A25-3 A35-1 A35-2 A35-3	瀬戸内13-5	～令和8年3月31日
		530・531	全域	収穫調査箇所			
		537	は	立木販売箇所			
			へ1、へ2、と1、と2、 ち、ぬ、つ	収穫調査箇所			
		534・535・ 540	全域	生産事業箇所			
		601	ろ、ハ	治山事業予定箇所(溪間工)			
		605	い2、ろ2	収穫調査箇所			
三原	段原山	505	ほ2	造林事業箇所	A65-2	瀬戸内13-2	～令和8年3月31日
	並滝寺山	506	い・ろ・は・と・ち・り・ぬ・イ・ 口	狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域	A55-4	瀬戸内13-2	
	郡宮山	517	ろ小班の一部を除く全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A55-2	瀬戸内13-3	
	土山	553	ほ、へ	治山事業予定箇所(溪間工)	A45-3	瀬戸内13-3	～令和8年3月31日
	稗畑山	1010	か	造林事業箇所	B50-1	瀬戸内13-7	～令和8年3月31日
	篁山	1051	全域	鳥獣保護区	A56-2 A57-1	瀬戸内13-6	
	仏通寺山	1012	り	副産物販売箇所	B50-1 B50-3	瀬戸内13-7	～令和8年3月31日
		1015	わ				
	姥ヶ原山	1024	に、ほ2、ら	治山事業実行箇所(溪間工)	A57-2 A57-4	瀬戸内13-7	～令和8年3月31日
		1025	ろ				
		1027	は3	境界検測箇所			
	深山	1037	か	造林事業箇所	A57-3	瀬戸内13-6	～令和8年3月31日
	用倉山	1044、1045	全域	貸付地	A57-1 A57-2	瀬戸内13-6	一年中
		1047	る1、る3	造林事業箇所			～令和7年12月31日
	平家山	1064	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A47-2	瀬戸内13-6	
	大槌山官行造林	5	い	立木販売箇所	A64-2 A65-1	官15-9	～令和8年3月31日

福山	後口山	702	全域	鳥獣保護区	B43-3	瀬戸内13-13	
	鰯掛山	702	全域	鳥獣保護区	B43-4	瀬戸内13-13	
	鍛冶屋山	704	へ1	副産物販売箇所	B52-2 B53-1	瀬戸内13-13	～令和8年3月31日
	光林寺奥山	705	と	立木販売箇所	B52-2	瀬戸内13-13	～令和8年3月31日
			全域	生産事業箇所			
	彦山	708	と、よ	副産物販売箇所	B52-2	瀬戸内13-13	～令和8年3月31日
	半坂山	709	る、か	貸付地ほか(宗教施設がある為、人の出入りが多く見られる)	B52-2 B52-4	瀬戸内13-13	一年中
	坊原山	715	え	立木販売箇所	B61-2	瀬戸内13-12	～令和8年3月31日
	池阪山	713 (全域)	全域	貸付地等（設備点検等で人の出入りが多く、住宅地に近い為）	B52-4 B62-2	瀬戸内13-12	一年中
				特定猟具(銃器)使用禁止区域	B52-4 B62-2	瀬戸内13-12	
	櫛ヶ端山	768	は3	造林事業箇所	B72-2 B72-4 B73-1 B73-3	瀬戸内13-11	令和7年10月1日 ～令和8年2月28日
	馬乗山	771	と1	副産物販売箇所	B72-4 B73-3	瀬戸内13-11	～令和8年3月31日
		772	へ				
		773	は、ほ1、ほ2、と、ぬ				
	甲山	774	た	副産物販売箇所	B72-4	瀬戸内13-11	～令和8年3月31日
	久賀山	779	い1・ろ1・に・へ・ち・り1・ぬ1・れ1・れ2	鳥獣保護区	B72-4 D02-2	瀬戸内13-11	
		780	全域				
		778	い、ろ、ぬ、わ、よ、つ、ね2、な	副産物販売箇所			～令和8年3月31日
		779	れ2				～令和8年3月31日
	藤掛山	781	い・ろ・は・へ・と	鳥獣保護区	D02-2	瀬戸内13-11	
府中	浄土寺山	701	全域	広島県特定猟具(銃器)使用禁止区域	B41-4	瀬戸内13-10	
		701	い	貸付地			一年中
	西国寺山	701	全域	広島県特定猟具(銃器)使用禁止区域	B41-4	瀬戸内13-10	
	中山	716	い	立木販売箇所	D01-1	瀬戸内13-8	～令和8年3月31日
			り、ぬ、る、わ、か1、か2	造林事業箇所			
	川井谷山	742	ぬ4、わ1	副産物販売箇所	B71-4 B72-1 B72-3	瀬戸内13-10	～令和8年3月31日
	新元重山	750	い2、ろ	立木販売箇所	B71-4 B72-1 B72-3	瀬戸内13-10	～令和8年3月31日
		750	い3、れ	収穫調査箇所			
		753	全域	生産事業箇所			
		755	全域	収穫調査箇所、低密度植栽試験地			
	猿ヶ城山	751	ろ	立木販売箇所	B72-1 B72-3	瀬戸内13-10	～令和8年3月31日
	赤滝山	758	お	副産物販売箇所	B72-1 B72-3	瀬戸内13-10	～令和8年3月31日
		759	ほ、に、へ、と				
	神子原山	762	わ1、そ	副産物販売箇所	B72-1 B72-13	瀬戸内13-10	～令和8年3月31日
	木頃山	717	へ1、と3、ち1、そ	立木販売箇所	D01-1 D01-3	瀬戸内13-8	～令和8年3月31日
		718	ほ				
			り	造林事業箇所			
			ぬ1	林道事業箇所(災害復旧工事)			

府中	嶽山	722、728	全域	副産物販売箇所、立木販売箇所、生産事業実行箇所、造林事業箇所	B71-3	瀬戸内13-9	～令和8年3月31日
	唐松山	727	全域	副産物販売箇所、生産事業実行箇所、造林事業箇所	B71-1 B71-3	瀬戸内13-9	～令和8年3月31日
		726	全域				
	箱田山	735	全域	立木販売箇所	B71-2 B71-4	瀬戸内13-9	～令和8年3月31日
		736	ろ、は				令和7年10月1日 ～令和8年2月28日
			い	造林事業箇所			～令和8年3月31日
		737	ろ2、は2、と、ぬ、る、わ	境界検測箇所			
	神谷平山	738	は	立木販売箇所	B71-2	瀬戸内13-9	～令和8年3月31日
	明現山	825	い	収穫調査箇所	D01-3	瀬戸内13-8	～令和8年3月31日
	苦谷山官行造林	2	全域	鳥獣保護区	B71-1	官15-15	